

食流機構

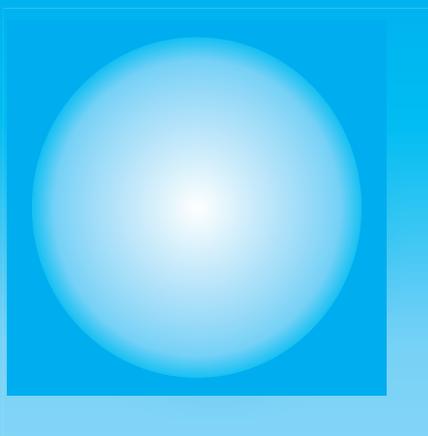
公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
<http://www.ofsi.or.jp/>

2020

6 月号

No.294

OFSI



I N D E X

- 巻 頭 言 ②
- 農林水産業・食品産業に関するコロナ関連支援情報がすぐに探せる
ウェブサイト 正式オープン！（農林水産省） ③
- 輸出に取り組む優良事業者表彰 エントリー開始 ④
- 第 30 回優良経営食料品小売店等表彰 応募店募集開始 ⑤
- 第 29 回優良経営食料品小売店等表彰事業
農林水産大臣賞受賞店のご紹介③ ⑥
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等 ⑧

巻 頭 言

今開会中の国会では、新型コロナウイルス問題があまりに大きな問題であるため、他の政策や法律案についてはマスクミではあまり取り上げない状況にあるが、一般国家公務員の定年延長法案と併せて提出された検察官の定年延長法案については大きな問題となった。

この問題は、検察官の定年延長制度が時の政権に都合の良い人物を重用するために悪用されるのではないかとの危惧を持つ人達が反対意見を表明し、特にいわゆる文化人とか芸術家とか芸能人といわれる普段あまり政治的発言をしないとされる人々が意見を表明したことが世間の関心を高めた。

検察官の定年延長については、今年の1月に官邸の覚えが良いとのうわさのある東京高検検事長（その後辞任）の定年を法務大臣が「法律の解釈を変更した」「口頭で決裁した」とまで言って延長したことが批判されていて、その事後的弥縫策だと疑われた。

さらに5月中旬には検察OB有志38名が検察の中立性を損なう恐れがあるとして反対の意見書を提出した。さすがに、政府はコロナ対策が重要な時にこの法案を無理に成立させることは国民の反発を招くと思っただけか、今国会での成立を断念し、次期臨時国会へ先送りをすることにした。

しかし、この問題は単に時の政府が都合の良い人間を重用する恐れがあるというだけの問題ではないと思う。

検察官は、警察を指揮して犯罪を捜査し、被疑者を取り調べて裁判にかけられる権限を持ち、その対象から政治家も芸能人も逃れることはできない。したがってその職務の執行に当たっては公正中立が求められるのは当然である。

その検察官の身分をどう考えるか。検察官は、法務省の外局である検察庁（検事総長をトップとする検察組織）に属する国家公務員である。したがって形式的には法務大臣が人事権を持っているが、他方検察組織は準司法組織と言われ、これまではその公正な職務遂行のため人事は検察組織に実質ゆだねられていた。いわば大臣や内閣官房は関与しないことになっていた。また、俗に「検察官一体の原則」といわれ、だれが担当しても同じように公正中立であることが求められ、特定の人間でなければできないということはないというのが原則である。

しかし、この検察組織を管理監督する責任は最終的には法務大臣にある。そこで法務大臣や内閣が実質的にも検察組織に影響を及ぼしたいと思うとすればそこに何らかの軋轢を生ずる恐れがある。今回の問題は、そのような政府の行政機関としての検察組織の在り方の問題として考えなければならないと思う。

検察官は裁判官と同じ司法試験を経て任官する。裁判官は裁判所に属し、行政とは別に独立した身分保障と人事管理が行われているが、検察官についてはどうあるべきか、現在の形でのよいかをきちんと議論する必要がある。そのうえで検察官の定年延長をいかなる判断基準で認めるかを論ずるべきで、一般公務員の定年延長法案と同じように運用するかのような説明では、検察組織も納得しないのではないかと思う。少なくとも法案は一般公務員のものとして切り離して別に議論すべきであり、我々一般人も他人事でなく大いに関心を持つべきと思う。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

会長 馬場 久萬男

農林水産業・食品産業に関するコロナ関連支援情報が すぐに探せるウェブサイト 正式オープン！（農林水産省）

4月30日、令和2年度補正予算が成立したことを受け、農林水産省のウェブサイトに「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」のページがオープンしました。

省庁別の支援策、事業者ごとの支援策、各地方農政局の連絡先について取りまとめられています。

<掲載内容>

- 事業目的別の農林水産省による支援策
- 他省庁による農林漁業者・食品関連事業者が活用可能な支援策
- 事業者ごとに整理した支援策
 - (1) 農林漁業者
 - ・ 野菜、花き、果樹、茶生産者 / ・ 肉用牛生産者 / ・ 酪農生産者
 - ・ その他畜産生産者等 / ・ 米生産者 / ・ 麦、豆類生産者
 - ・ 漁業者、漁業者団体等、水産加工業者
 - (2) 食品関連業者
 - ・ 外食事業者 / ・ 食品製造事業者 / ・ 中間事業者
 - ・ 流通事業者 / ・ 輸出事業者
- 都道府県による支援策等

農林水産省

English ミニサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 基本政策 > 新型コロナウイルス感染症について > 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、畜産・花き生産者を始め、全国の農林水産業・食品産業に影響が広がっております。

4月30日、令和2年度補正予算が成立したことを受け、農林漁業者や食品関連事業者の方々から支援の内容を探しやすいウェブサイトを正式にオープンしました。新型コロナウイルス感染症に伴う支援策を、他省庁の支援策も含め、取りまとめています。

・ [新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者の皆様へ](#)(PDF: 2,079KB)  ← 全体版の印刷の際はこちら

事業目的別の農林水産省による支援策

・ [農林水産省による支援策](#)

他省庁による農林漁業者・食品関連事業者が活用可能な支援策

・ [他省庁による支援策](#)

▶ [持続化給付金](#)

▶ [新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金](#)  (外部リンク)

・ [新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集](#) (外部リンク、PDF: 14,924KB)

事業者毎に整理した支援策



https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

<お問合せ先：農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室 03-3502-8111(内線 5133) >

輸出に取り組む優良事業者表彰 エントリー開始

農林水産祭参加表彰事業

今年度、当機構は農林水産省の補助を受け、輸出に取り組む事業者のうち優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介することによって、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進することを目的とし、下記の事業を実施します。

表彰候補

農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人
※本表彰は農林漁業者だけでなく、2次産業、3次産業の事業者も対象にしています。

表彰

農林水産大臣賞 3点程度
食料産業局長賞 6点程度

自薦・他薦
問いません！

応募期間

6/1(月)～
7/31(金)

参加費無料

表彰式

2020年11月下旬～12月上旬 実施予定（東京都内）

後援 (申請中)

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本政策金融公庫、
日本農業法人協会、日本貿易振興機構（JETRO）

応募方法

「輸出に取り組む優良事業者表彰応募様式」に必要事項を記入し、関係書類を同封の上、応募期間内に事務局まで送付して下さい。

また、送付頂いた応募に関する書類は返却致しません。ご了承下さい。

- <応募に関する書類> ※(1)(2)は必須
- (1) 輸出に取り組む優良事業者表彰応募様式
 - (2) 写真（取組内容がわかる写真）
 - (3) 取組内容を記載した関係資料
 - (4) 会社等の概要がわかるパンフレット（ある場合）

- ・ 応募に関する書類様式
 - ・ 公募に関する詳細
- 上記については、食流機構ホームページに掲載されていますのでご覧ください。
(<http://www.ofsi.or.jp/kaigai>)

審査

審査項目	選賞基準（審査の視点）
輸出規模	輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	輸出事業者における輸出額、量、品目が増加しているか 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか 輸出を可能にするための商品開発・技術革新が行われているか 既存流通とは異なるビジネスモデルを構築しているか
定着性	輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか 他の輸出国と差別化するためのブランディングができているか
波及効果	日本の農林水産物・食品の拡大に繋がる取組となっているか 農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか

※選考に関する、経緯、経過につきましては公表いたしません。

第30回 優良経営食料品小売店等表彰 応募店募集開始

当事業は、1977年（昭和52年）から実施しており、前身の（社）食料品流通改善協会時代による主催を含めると、今年で44回目の開催となります。農林水産省、日本経済新聞社及び日本政策金融公庫のご後援を得て当機構が主催しています。独自のノウハウをもって経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店や花き小売店、また食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等を共同で展開する組合等を表彰することとしています。受賞者については、当機構ホームページにて概要を掲載の他、日経MJ新聞にて受賞店名の掲載が予定されています。

募集対象

<小売店部門>

- ・ 専門食料品小売業（生鮮食品、加工食品及び花き）
- ・ 総合食料品小売業

<組合・商店街等共同活動部門>

- ・ 食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等で共同で展開する組合、商店街等

各賞の紹介

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ■ 農林水産大臣賞 | 総合的に優秀な経営技術と経営成績であること |
| ■ 農林水産省食料産業局長賞 | 優秀な経営技術と経営成績であること |
| ■ 日本経済新聞社賞 | 革新的な経営技術であること |
| ■ 日本政策金融公庫総裁賞 | 地域活性化に貢献していること |
| ■ 食品等流通合理化促進機構会長賞 | 優良な経営技術と経営成績であること |
| ■ 食品等流通合理化促進機構会長奨励賞 | 良好な経営技術と経営成績であること |

応募資格

<小売店部門>

- ① 法人又は個人が経営する独立店舗
- ② 専門食料品小売業（青果・鮮魚・食肉・花き・酒・米・惣菜・茶・菓子・パン等）及び総合食料品であり、営業許可または販売届出の手続きをとっていること。
- ③ 小売業（対面販売）の実店舗がある。
- ④ 従業員数が概ね50人以下（パート・アルバイトは8時間で1人とする）
- ⑤ 食料品及び花きの売上が総売上の50%以上ある。
- ⑥ フランチャイズチェーン又はボランタリーチェーンに加盟していない。（本部からノウハウ指導を受けていない場合は応募可能）
- ⑦ 同一商圏内での営業経歴が3年以上ある。
- ⑧ 過去3年間、食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器リサイクル法等）で行政処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられたことがないこと。
- ⑨ 当表彰へ再応募の場合は、農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。
- ⑩ 食流機構会長奨励賞受賞の場合は3年以上、その他賞受賞の場合は5年以上経過していること。

<組合・商店街等共同活動部門>

- ① 運営組織が関係法令に基づき組織化された協同組合又は定款・構成員名簿・収支予算書等を備えているグループ等である。
- ② 運営組織設立3年以上経過している。
- ③ 運営組織の構成店が5店以上で構成されている。
- ④ 構成店の中に<小売店部門>の項目②に該当する食料品を扱う店舗がある。
- ⑤ 運営組織の主要な活動範囲が単一の商店街または同一都道府県（都道府県をまたぐ場合は半径20km以内）である。
- ⑥ 過去3年間、食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器リサイクル法等）で行政処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられたことがないこと。
- ⑦ 当表彰へ再応募の場合は、農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。
- ⑧ 食流機構会長奨励賞受賞の場合は3年以上、その他賞受賞の場合は5年以上経過していること。

スケジュール（予定）



<パンフレット及び申込書の配布及び問い合わせ先>

応募に関する「パンフレット」及び「申込書」は、6月中旬に食流機構ホームページ（<http://www.ofsi.or.jp/concours/>）に掲載予定です。また、郵送ご希望の場合は、TEL（03-5809-2175）又はFAX（03-5809-2183）までご連絡下さい。

第29回 優良経営食料品小売店等表彰事業 農林水産大臣賞受賞店のご紹介 ③

株式会社 山本食品

静岡県三島市

<http://www.yamamotofoods.co.jp/>



【店舗概要】

創業年：1905年（明治38年） 売場面積：462㎡（140坪）
従業員：25.3人 営業時間：10:00～17:30
定休日：無休

【商品構成】

わさび関連：58.2% その他食品：28.3% 雑貨・他：13.5%

【経営方針】

「わさびを、もっと、おもしろく」
・お客様の笑顔を作る「おいしいわさび」を追い求めます。
・他とはひと味もふた味も、さらに遊び心を加え百味も違うアイデアで、新しいわさびの味覚、食べ方をお届けします。
・富士山の麓、自然豊かな地の利に生かされていることを忘れません。

「わさび」の味わいと喜びを社会の変化に合わせてお客様に提供

東日本大震災で気が付いた「わさびを追求し発信することが当社の進む道」

曾祖母が煮物上手だったことから、明治38年（1905）に曾祖父の初代（吉之助）が沼津市内で煮物惣菜の引き売りを始めたのが当社の出発である。戦争で満州に行っていた祖父2代目（憲一）の戦地で巡り合った戦友が伊豆のわさび生産者であったことから、戦後わさび漬の生産が始まり昭和25年（1950）法人化。昭和54年NHK大河ドラマ「草燃える」の舞台となった三嶋大社に訪れる多くの観光客のツアーバスを当社営業マンが工場に連れてきたことをヒントに3代目（芳一）が直接工場に呼びアイデアを思いつき、工場見学&即売を開始。同年、本社工場内に「三島わさび工場」を併設、工場見学のイメージをそのまま施設の名称とした。

平成10年（1998）4代目（豊）が代表に就任。平成18年伊豆への新しい道路開通に伴い観光施設「三島わさび工場」を函南町塚本へ新設・移転した。それまで観光土産中心のわさび関連商品を扱ってきたが、平成23年（2011）3月11日の東日本大震災で観光需要は大きく減少、また、自社の商品の多くが観光向けの土産物商材だったこともあり得意先への納品も減少、そこで気が付いたのは観光だけに頼らずに「わさびを深く追求することが当社のすすむ道」であることだった。

その時点から「わさびを、もっと、おもしろく」をあらたな経営方針として掲げた。わさびを愛し、わさびにこだわり「他では販売していないわさびの新製品」に取り組んできた。

個人旅行者にゆっくり「わさび」を体験していただく

「わさびミュージアム」

平成30年6月に「三島わさび工場」を「伊豆わさびミュージアム」に業態変更した背景には高速乗合バス等の事故が続く貸切バスへの運航規制が強化され、観光バスツアーが減少傾向を示していたことがある。観光バスの団体客に偏った経営から脱するためにリニューアルしたのがこの施設である。1年を経過し、家族連れやグループ、そして以前はわさびに興味を示さなかった若年層のお客様等、車での個人客が大幅に増加する結果となった。個人来店者や旅行者にゆっくり「わさび」を体験してもらい、「一品でも多くの商品を知っていただきご購入いただく事」それが「三島わさび工場」という歴史を刻んだ屋敷を「伊豆わさびミュージアム」に変える事に託された大きなテーマだった。

まず入口正面に「伊豆のわさび沢」の模型が目にはいる、そして「わさびのトンネル」に入り最初に体験していただくのは「香り体験」である。通路の両面にパネルとディスプレイでわさびの育ち方・種類・加工方法等を展示、モニターでは動画も流されている、ガラス張りとなっている製造工場は中を確認できる。展示通路を抜けると、次は「味覚体験」となる。お客様に商品を味わっていただく事を目的に各売り場ではすべての商品の「試食」をおこなっている。

中でもお客様に好評なのは、試食の際にご飯を渡して各種わさびの商品と一緒に召しあがっていただく「おかずとしての試食体験」である。また、商品によっては蒲鉾など練製品等と合わせることもある。それらはスタッフが考え自らが接客をしている。また陳列台は試食時や車いすのお客様にも対応し低めの配置となっている。

店のエントランスから「伊豆わさびミュージアム」の展示が始まる



観光バスのお客様を大切にしている店舗設備

観光バスの滞在時間は限られているので、お客様に対しては短時間の対応が必要となる。短時間に多くのお客様に対応できるための改善策としてレジの増設とキャッシュレス決済の導入である。現金精算ではお客様のお金を出し入れする時間とレジのつり銭計算等で意外に多くの時間を要する。決済手数料は必要とはなるがキャッシュレス決済によって清算時間を短縮することができた。

またわさびミュージアムのトイレ数に関してもバス1台に乗車のお客様が約2回転で済む数の設備を備えている。乗客が買い物をしている間は運転手、ガイドがゆっくり休憩できるように、店舗2階には乗務員専用の休憩室を設置している。専用のトイレが設置されておりシャワーも利用できる。また、ドリンクディスペンサーや軽食等を常設しており無料で乗務員向けサービスをおこなっている。

特筆すべきは「観光バス管理システム」である。約800万円をかけて当社が独自に開発した。観光バス1台毎に情報（予約・到着時間・来店客数・売上・個別アイテム情報等）を管理集計することができ本社製造拠点との連携を取る。日別、時間別の詳細集計も可能である。

滞在時間を長くする店内陳列と品揃えの工夫

来店したお客様が興味を示す商品を数多く取り揃えることが重要と考え、「わさびを、もっと、おもしろく」の方針の元、意外性の高い商品づくりを行っている。「わさび」と言えば「わさび漬」の概念が強すぎるため、当社は「わさび＝和風」の枠組みを見直しわさびの特性を生かした幅広い商品開発をしている。「わさびオイルふりかけ わさびアヒーショ」「わさびマヨネーズ」「パウダーわさびこれ一本」「わさび塩」「わさびごがし醤油」「わさびバターふりかけ」「唐辛子とわさびの二味とうがらし」「肉料理用追いまわさび」「えびとわさびの山海せんべい」等、魅力ある便利な商品が次々に開発されている。「わさびソフト」も人気商品の一つである。

数多くのわさび関連商品を投入し、お客様に「おもしろ」感を提供しているが、わさびをお求めになったお客様やわさび以外にニーズを求めお客様に対して地元産物を扱う専門店のインショップ（テナント）展開も強化している。地元の製造会社直営もしくは製造元からの直接仕入れのテナント店であるため市販より新鮮・安価で販売している。

三島を中心に伊豆の活性化に貢献

「わさびの本当の味を知ってほしい」そんな気持ちから、地元の町工場と連携して作成した商品がステンレス製わさびおろし板「鋼鮫」である。本わさびをおろすには「鮫皮」がいいとされてきたが、手入れや管理が大変な上に動物保護の観点からも鮫皮を超えるおろし板の研究・開発、商品化。ユニークなのはおろし面に施した「わ」「さ」「び」の文字。300種以上のデザインのうちにたどり着いた結果、本わさびの辛味・香り共に鮫皮おろしを凌ぐおろし板を完成させた（グッドデザイン2018受賞）。

平成30年に誕生した隣接施設の「道の駅伊豆ゲートウェイ函南」内、地域産物販売直売所「いずもん」の運営管理を任されており、良質な地場産品を開拓し販売している。三嶋大社前の「門前せせらぎ店」は周辺の雰囲気をも壊さないようモノトーンの外装を採用している。また、多くの人が集まる三嶋大社のトイレ数を補うために男子4・女子6・多目的1のトイレを設置して参拝者にも提供している。



本わさび専用おろし板「鋼鮫」

代表者のキャラクターを活かすメディア販促



代表者が出演しているラジオ番組の放送風景

ホームページとSNSへの対応、及びネット販売も積極的に実施している。テレビ・新聞・雑誌等で紹介されたことはホームページの「メディア情報」で発信。特筆すべきは地元FMラジオへの定期出演である。K-mix(静岡FM放送)の金曜日に自身のコーナー枠を持っており、代表者がスタジオ生出演または電話出演し、自らが選んだ「伊豆エリアの魅力」を紹介し伊豆への誘致活動を行っている。

また、地元コミュニティFMにも隔週金曜日にコーナー枠を持ち「わさびな情報」を提供。マスコミで取り上げた話題は即座にインスタグラム・フェイスブック・ツイッターで画像と共に掲載する。それらタイムリーな行動によるPR効果および相乗効果は大きい。また、代表者の姿勢はマスコミにも高く評価されており、テレビや雑誌からの取材も多く、番組や記事で頻りに紹介されている。ラジオリスナー間で代表者は「BOSS WASABI」のキャラクターで親しまれ、若者層の開拓にも貢献している。また、ブログやメルマガでも情報発信を行っている。

従業員、特に女性の能力を引き出す社内体制づくり

「わさびミュージアム」「せせらぎ店」の店長と「通販課」の責任者は女性社員が担当している。女性活用を店舗・通販の活力と考えており、店舗での接客方法やディスプレイ等はすべて任せている。パート社員には短時間勤務シフト制を取り入れ、各家庭環境や生活のリズムに合わせて無理なく勤務ができる体制を整えている。また、希望者には正社員として採用することを表明している。今後重要ポストへの女性起用は前向きの方針である。

各自の能力発揮とコミュニケーションを計るためには責任者が現場の情報を共有することが何より第一と考えている。社長・専務と各部門長（営業・観光・通販・製造・経理・総務）と各店長（わさびミュージアム・せせらぎ店・道の駅店舗）と非常勤財務管理部長の12名は毎週火曜日午前中に役職会議を開催している。さらに日々変化する状況をリアルタイムで共有するシステムとしてこのメンバーでLINEグループを作り問題点や案件は即座にQ&A解決、また出先からでも得意先等のあらたな情報や各自が気になった商品や店舗レイアウトなどの画像発信交換を密におこない、素早い対応ツールとして活用している。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置等

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)が成立し、国税、地方税、社会保険料における各措置が講じられました。

国税庁、総務省、厚生労働省の各ホームページに、リーフレットや申請手続について紹介されています。

<国税庁ホームページ>

- ・納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付制度の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 他

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>



<総務省ホームページ>

- ・地方税制の改正（納税者等への影響緩和を図るための措置）
- ・新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 他

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html



<厚生労働省ホームページ>

- ・厚生年金保険料等の猶予制度について
- ・労働保険料等の猶予制度について
- ・厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、社会保険のお手続きは電子申請等をご活用ください
- ・障害者雇用納付金の申告、納付の期限延長及び納付猶予並びに障害者雇用調整金の申請の特例措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



編集後記

▶今月号では「輸出に取り組む優良事業者表彰」と「小売店等表彰」の2つの表彰事業の応募についてご紹介いたしました。

緊急事態宣言が解除され始めてはありますが、事業者の皆様にとっては引き続き大変な時期であろうかと存じます。しかしながら、従来の取り組みはもちろんのこと、コロナウイルスとの共存が謳われる今後に役立つ取り組み・ノウハウなどをお持ちの皆様にもぜひご応募い

ただきたいと思います。多くの方々からのご応募をお待ちしております。

▶先月号でもお知らせをしておりますが、引き続き皆様のお届け先の変更及び郵送からメール宛へのお届け変更を承っております。下記宛までご一報下さい。(A)